

機能強化計画の要約

(別紙様式3)

1. 基本方針

当金庫は、明治41年に打刃物業者を中心として創業、東海3県下の信用金庫で最も古い歴史を有し、地元の中小企業者や住民が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関であります。  
創業以来の地域内顧客との数世代にわたる結びつきは極めて貴重であり、この人的関係が当金庫の最大の財産であり、最も大切にしなければならないと、常に考えております。  
従って、当金庫はお客様とのFace to Faceによる営業展開を何よりも重視しており、親しみやすく、何時でもお客様から気軽に声をかけられる金融機関を目指して日々の業務に精励、努力を重ねております。  
今回、デフレ不況下において地域経済が徐々に疲弊する中で、当金庫は地域金融機関に課せられた役割と使命を適切に果たすため、平成15年度および16年度を「集中改善期間」として定められた、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定し、役職員一同全力で取組む所存であります。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式1)

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
<b>I. 中小企業金融の再生に向けた取組み</b>					
<b>1. 創業・新事業支援機能等の強化</b>					
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	業種別の特性、将来性、収益性についての分析・評価は不足していると認識。融資審査態勢の強化が必要。	・融資専担者の能力向上 ・経営相談室の設置 ・研修体制の強化 ・創業、新事業支援融資商品開発	・部店長会議、融資専担者会議における意識付け ・融資専担者の役割徹底 ・外部研修への参加 ・新型融資商品の開発	・業種別審査研修会、勉強会の開催 ・創業、新事業支援活動実績を把握、分析し今後の強化方を検討	当金庫は全店舗に融資専担者を配置し、渉外担当者とともに融資推進全般を担当、営業地域全体をカバーしている。また、本年4月、本部内に経営相談室を設置、中小企業診断士資格を有する職員1名を配置し、顧客支援業務の充実強化を図っている。今後、融資専担者の活動に創業・新事業支援を位置付けるとともに、経営相談室とも機動的に連携し、適切な顧客支援に当る。また、研修会・勉強会を随時開催し、業種別目利き審査能力の向上に努める。そして、顧客の創業・新事業支援のための新型融資商品も開発し、発売する。
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施		・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。			
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	現状は、連携、参画ともに取組んでいない。	・地域内で案件が発生した場合は、信金中央金庫、東海地区信用金庫協会を介して取組む。	・対象となる案件調査 ・案件がある場合には、積極的に取組む。	・対象となる案件調査 ・案件がある場合には、積極的に取組む。	平成14年7月、信金中央金庫と日本政策投資銀行は、ともに地域経済の発展に一層の貢献を図る見地から、相互に協力を行う旨の業務協力合意書を締結。また、東海地区信用金庫協会は「東海地区産業クラスターサポート金融会議」に参加しております。今後、当金庫もこれらの組織を通じてPFI等のプロジェクト、ベンチャー事業等に対する情報収集を強化し、積極的に関わって行く方針であります。
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	ベンチャー企業向け業務に係る日本政策投資銀行等との情報共有、連携ともに取組みが不足。	・営業店による情報収集の強化 ・情報のパソコンネットワーク化 ・日本政策投資銀行等との連携強化	・ベンチャー事業に係る情報収集 ・案件への積極対応 ・日本政策投資銀行等との連携強化	・左記のとおり	当金庫営業地域内においてベンチャー企業が創業、あるいは事業展開を図る動きがある場合には、信金中央金庫を通じて日本政策投資銀行と連携、同銀行の保有する情報やノウハウを積極的に活用し、育成支援を図る。また、顧客需要に応じて、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との連携強化に努める。この連携により、従来はベンチャー企業に対する目利きが不足していたため当金庫独自の取組みが困難であった案件についても、積極的に推進することが可能となる。
(5)中小企業支援センターの活用	中小企業支援センターの事業相談等の機能活用が不足。	・定期的に支援センターを訪問、情報の入手に努める。 ・当金庫顧問税理士、同弁護士との連携強化 ・経営相談室による積極的顧客支援 ・創業者向け新型商品の発売	・定期訪問による情報収集 ・支援センターとの情報の相互交流 ・事業相談案件への積極対応 ・創業者向け新型商品の発売	・定期訪問による情報収集 ・支援センターとの情報の相互交流 ・事業相談案件への積極対応	当地域の中小企業支援センターは、商工会議所内に設置されている。営業地域内の企業情報や事業支援については、地元商工会議所が最も豊富な知識と経験を有している。当金庫も同会議所とは、歴史的に事業面のみならず人的な関わりも強く、地域中小企業の創業・経営革新を支援するために、中小企業支援センターの積極的活用に取り組む。顧客支援に当っては、税制面や法務面の問題も予想されるため、当金庫顧問税理士及び同弁護士との連携も強化する。また、創業者向けに担保・保証に頼らない新型融資商品を開発し、発売する。
<b>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</b>					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	現在は、「しんきん経営情報」の配布、景気動向調査の実施を行っている。	・取引先中小企業がどのような経営情報を求めているかを調査、提供する。 ・ビジネス・マッチング情報は、日常業務の中で個別に対応する。また、「せきしん経済クラブ」や全信協のしんきんネットを活用する。	・取引先に対する必要情報の調査 ・景気動向調査の実施 ・経済講演会開催(年3回) ・「しんきん経営情報」の提供 ・全信協しんきんネット活用	・左記のとおり	当金庫の提供する経営情報を、取引先中小企業の求めている経営情報と一致させていく。ビジネス・マッチング情報(取引先の紹介・仲介)を提供する仕組みを構築していく。そのために、顧客がどのような経営情報を求めているかを調査、必要とする情報の提供に努める。ビジネス・マッチングについては日常業務の中で個別対応を強化するとともに、「せきしん経済クラブ」を異業種交流の場として位置付け、活動の活性化に努める。信金業界のシステムとして、しんきんネットがあるため、今後は積極的な活用を図る。
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	債権健全化可能先は再生に努める。新規発生防止は、日常業務において管理する。	・経営相談室において対象先を抽出、具体的な支援策を提案。 ・職員の融資能力向上を図る。 ・債権健全化の取組み実績を公表する。	・経営改善対象先の抽出 ・個別企業の内容精査、改善提案 ・中小企業診断士資格講座への派遣	・15年度の実績公表 ・対象先の再リストアップ ・中小企業診断士資格講座への派遣	取引先中小企業の経営改善支援のため、本部内に「経営相談室」を設置、積極的に対応する。まず、経営改善の対象先をリストアップ、個別にその内容を精査し改善支援方を提案、経営改善の可能性を的確に見極め、本部と各営業店が連携して支援を行う。また、取組みの実績を公表する。職員の融資能力向上のため、中小企業診断士資格取得講座へ毎年2名程度を派遣する。
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施		自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。			
<b>3. 早期事業再生に向けた積極的取組み</b>					
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	現状は活用していない。	・左記協議会の利用が有用である場合には、取引先の合意の下に利用する。 ・協力を求められた場合には、個別に対応する。	・協議会との交流促進 ・協議会の再生ノウハウの入手 ・活用の検討	・左記のとおり	経営上の問題点を有している取引先において、当金庫の独自対応より協議会の利用が有益と考えられる場合には、顧客の同意を得たうえで積極的に同協議会の機能を活用し、解決を図る。営業店に同協議会の役割を周知徹底し、対象顧客の有無を調査する。同協議会の再生ノウハウを積極的に入手し、当金庫の業務に役立てる。
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施		・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。			

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	現状は、ローンレビューは不徹底であり、財務制限条項やスコアリングモデルも活用してはいない。第三者保証も利用している。	・融資事後管理の徹底 ・担保や第三者保証に過度に依存しない融資体制の確立 ・研修や勉強会を通じた新しい融資方針の徹底 ・無担保・無保証新型商品の開発、発売	・部店長会議、融資担当者会議において、担保・第三者保証に過度に依存しない新しい融資方針を徹底する。 ・キャッシュフローの重視、事後管理の徹底。 ・企業再生支援の無担保・無保証新型融資商品の開発、発売。 ・創業、新事業支援の無担保・無保証新型融資商品の開発、発売。	・融資先に対する事後モニタリング制度の確立（対象先、頻度は15年度中に検討）。 ・事後モニタリングの検証結果の分析と営業店への還元。与信判断能力の向上を目指す。	担保や第三者保証に過度に依存せず、キャッシュフローとローンレビュー（事後モニタリング）に重点を置いた、新しい融資審査態勢の構築を目指す。融資後の一定期間は半期ごとに経営計画と実績とを対比、融資判断の妥当性について検証、今後の与信業務に活かす。新しい融資方針は、各種会議等においてその考え方を徹底する。外部研修には積極参加、内部研修会も随時開催、新しい融資審査能力の向上に努める。担保や第三者保証に頼らない無担保・無保証の新型融資商品を開発、発売する（仮称：企業活性化支援ローン）。 財務制限条項やスコアリングモデルの活用については、当金庫の主たる顧客層には馴染まないため、当面は取組まない。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	現状は、左記プログラムの整備には取組んでいない。	・中小企業、地元の顧問税理士、信用金庫とが三位一体となって、中小企業の財務諸表精度を高めていく態勢整備づくりに向け努力する。	・日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を参考に態勢整備を整えるよう努力する	・TKC(税理士・公認会計士の全国ネットワーク組織)のパソコン会計ソフトを導入している企業向け専用の無担保融資制度等が導入できないか検討する。	財務諸表の精度が一定水準以上と考えられる企業又は企業グループ等に対して、金利等の融資条件の面で、一般の融資よりも有利な融資プログラムの整備を検討する。そのために、順次、財務諸表の精度、態勢整備の向上に努め、無担保・無保証商品の開発にも努める。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	現状は、不十分な整備・活用状況となっている。	・「決算書問題点発見型システム」への登録徹底。 ・業種別、信用格付け別の倒産確率データの蓄積とデータベース化に向けた努力。 ・個人取引先への信用格付け実施の努力。 ・信用格付け別の金利ガイドラインの設定と、その適用に向けての努力。	・信用格付け別金利ガイドラインの設定 ・業種別倒産確率データの蓄積 ・「決算書問題点発見型システム」への未登録先のチェック	・業種別倒産確率データの整備 ・信用格付け別倒産確率データの蓄積 ・個人取引先に対する信用格付けの試験的実施	「決算書問題点発見型システム」の有効活用を図り、個人・法人ともに登録を行い、融資審査能力のレベルアップに努める。貸出金利は、取引先の信用リスク度に応じた設定に努める。そして、業種別・信用格付け別の倒産確率データを蓄積し、適正なポートフォリオの構築に努める。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	現状は、約定書は差入方式のままであり、説明態勢は不十分である。	・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に係る庫内規則の作成 ・庫内規則に基づいて業務が運営されるための研修その他の体制整備 ・取引約定書・各種契約書の見直し ・経営相談・支援機能の充実強化 ・苦情等処理機能の充実・強化	・部店長会議等において「事務ガイドライン」の基本的考え方を実施。 ・中小企業診断士通学講座へ2名を派遣。 ・与信取引に係る庫内規則を作成。 ・双方署名方式の契約書を作成。 ・与信取引にかかる庫内規則（案）の作成及び研修体制等について検討。 ・新しい取引約定書について検討、顧問弁護士による指導・チェック、導入検討。	・中小企業診断士通学講座へ2名を派遣。 ・信用格付け別倒産確率データの整備 ・個人取引先に対する信用格付けの試験的実施	与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に係る「事務ガイドライン」が一部改正されたので、当金庫も「リレーションシップバンキングの機能強化」期間内に全面的に対応する方針である。 庫内規則の作成及び研修その他の体制整備。 取引約定書及び各種契約書を、現在の差入方式から、双方所持方式または「写し」の交付方式へ改める。 相談・苦情等処理機能の充実と強化に努める。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	平成15年6月23日に第1回会議が開催された。今後、四半期ごとに開催の予定。	・貸出にかかる苦情については、積極的に取上げる。 ・「地域金融円滑化会議」で取上げられた事項について、適切な対応を図る。 ・前記事例を半期ごとに営業店へフィードバック、対応策を徹底する。	・「地域金融円滑化会議」に出席(年4回)。 ・直近の部店長会議において事例報告、対応策を徹底。 ・半期ごとに事例集計、営業店へフィードバック、苦情処理機能の強化を図る。	・左記のとおり	「貸し渋り・貸し剥し」に関する顧客からの苦情、相談、情報に対し適切に対応することを目的として、「地域金融円滑化会議」が開催された。今後、四半期ごとに定期開催される予定であり、当金庫も積極的に参加し、苦情等処理機能の強化に努めたい。 顧客からの苦情等の報告については積極的に対応するよう、部店長会議等で指導を徹底する。 「地域金融円滑化会議」において取上げられた事例については直近の部店長会議において報告、認識を共有化、適切な対応策を検討する。 苦情等にかかる事例は半期ごとに項目別に集計し、営業店へフィードバック、対応策を徹底する。
(3)相談・苦情処理体制の強化	相談・苦情等にかかる規定を整備、個別に対応しているが、事例分析は不十分であり、今後更なる充実強化が必要と認識。	・相談、苦情等を定期的に分析、部店長会議等で報告、顧客サービスの向上を図る。 ・苦情事例を営業店勉強会のテーマとして取上げ、体制強化を図る。 ・臨店監査時に実施状況をチェック。	・「お客様の声」を集計、分析。 ・部店長会議へ報告、徹底。 ・営業店監査による実施体制の検証。	・左記のとおり	お客様から寄せられた苦情等には、誠意をもって対応することを基本とする。苦情等は相談・要望等をお客様との信頼関係向上のための貴重な情報源として捉え、定期的な分析を行い、金融サービス、相互牽制、職員教育等に活かせるような「失敗から学ぶ学習システム」の構築を目指す。そのために、寄せられた苦情等は項目別に分類、集計し、部店長会議等に報告、適切な対応策の徹底に努める。また、苦情等処理体制が適切に機能しているかを検証するために、定期的に監査部が実施状況の監査を行う。
6. 進捗状況の公表	「機能強化計画」について、半期ごとに進捗状況を公表予定。	・基本方針、個別項目計画を一覧表にまとめた要約について公表、その後の進捗状況についても半期ごとに公表する方針である。	・8月末までに機能強化計画を作成、提出。 ・「要約」を11月末までに、15年度上期の進捗状況については12月末までに何れもホームページ上で公表する。	・15年度下期の進捗状況を、5月末までにホームページ上で公表する。 ・16年度上期の進捗状況を、11月末までにホームページ上で公表する。	「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の基本方針、個別項目計画を一覧表にまとめた要約について当金庫ホームページ上で公表、その後の進捗状況についても半期ごとに公表する方針である。

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1)①適切な自己査定及び償却・引当の実施	庫内規定及び金融検査マニュアルに基づき、年2回実施。今後、更なる査定体制の整備が必要。	・事前準備について部店長会議で徹底 ・金融庁検査との格差是正に向けた説明会の実施 ・臨店指導による理解促進の徹底 ・自己査定手順書の作成 ・自己査定に関する規定等の見直し整備	・決算書等の必要書類整備 ・1月、7月に説明会を実施 ・臨店指導の実施 ・自己査定手順書の作成	・前年度査定の検証と今後の施策の検討 ・1月、7月に説明会を実施 ・臨店指導の実施 ・自己査定に関する規定等の見直しと整備	自己査定を単に資産査定の作業としてだけでなく、信用リスク管理、決算への適切な反映というその重要性の認識の上になら、的確な財務分析を通して取引先の実態把握に努め、より実質的な判断に基づく適切な自己査定および償却・引当の実施を行っていく方針である。
(1)②担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	担保評価に当り、「不動産担保評価システム」に登録、毎年見直している。債務者区分により不動産鑑定評価を実施、また競売物件は最低競売価格を基に評価している。	・自己査定による破綻懸念先以下の債務者について担保処分実績を調査、データ蓄積する。 ・全債務者について「不動産担保評価システム」へ移行、毎年評価を見直しする。	・破綻懸念先以下の担保処分実績を調査、データ蓄積に向けて努力する。 ・全債務者について、「不動産担保評価システム」へ移行する。	・破綻懸念先以下の担保処分実績を調査、データ蓄積に向けて努力、担保評価との乖離幅縮小に努める。 ・「不動産担保評価システム」への未登録先のチェック。	信用リスク管理徹底に向け、担保評価の問題点を調査し、破綻懸念先以下の担保処分実績のデータを蓄積、厳正な検証に努力する。又、全債務者について、「不動産担保評価システム」への完全移行を実施する。
(1)③金融再生法開示債権の保全状況の開示		・平成15年度版ディスクロージャー誌より、15.5.2付全信協開示例に従い、開示する。	・平成15年度版ディスクロージャー誌にて、開示する。	・平成16年度版ディスクロージャー誌にて、開示する。	アクションプログラムの発表を受けて、全信協より新たな開示例が示されたので、同様に取組む方針である。 「ディスクロージャー誌における金融再生法開示債権の保全状況の開示例等について（平成15年5月2日付全信協発第72号）」
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータはSSCと情報交換、精度向上に努めている。法人を対象に企業格付制度を導入、期間別基準レートも設定、しかし財務分析や将来性評価が不足。営業店の第1次格付の審査、財務分析能力向上が課題。	・職員の審査、財務分析能力向上のため、銀行業務検定試験に合格させる。 ・適正金利の確保に努める。 ・現在法人のみの信用格付を個人にも広げ、データ蓄積に勤める。	・「決算書問題点発見型システム」未登録先チェック ・各営業店の適正金利状況確認。 ・個人信用格付導入に向けたデータ整備	・左記のとおり	・信用格付制度については、財務諸表の含み損等の内容をより具体的に調査し格付制度のレベルアップに努める。又、信用格付制度の具体的活用方法として、債務者には格付ランクを明示する事により財務内容の健全化計画、信用金庫にとってはリスクに見合う金利の獲得を期待するものであり、適正な格付基準金利交渉を継続的に行う。 ・現状は、法人取引先についてのみ企業信用格付を行っているが、今後、個人取引先についても実施すべく努力する。
3. ガバナンスの強化					
(2)①半期開示の実施	平成14年度上期分より、全信協の開示例に従い半期開示を実施している。	・今後とも、毎年半期開示を実施する。	・15年度上期分について開示	・16年度上期分について開示	【半期開示項目】 ①自己資本比率 ②預金・貸出金の状況 ③金融再生法上の開示債権の状況 ④有価証券の時価情報 ⑤トピックス ⑥地域貢献活動
(2)②外部監査の実施対象の拡大等	当金庫は、中央青山監査法人の外部監査を受けており、対応済み。				
(2)③総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	選考基準は不明確、総代候補者は定款に従い店頭掲示、会員の意見反映の仕組みはない。総代定年は75歳。	・選考基準の明確化 ・総代会機能、総代の役割、選考基準等についてディスクロージャー誌に掲載を検討 ・会員の意見反映の仕組みの検討	・総代会機能向上策の検討 ・総代氏名開示等について検討 ・ディスクロージャー誌への掲載項目の検討 ・選考基準の制定	・主な会員に総代議案説明、意見を聴取 ・ディスクロージャー誌の作成 ・同誌へのアンケートまたはヒアリング実施、意見把握	現状の分析を踏まえ、選考基準の明確化などについて全信協がとりまとめる総代会機能強化向上策をもとに対応することとする。なお、会員の重任制限や意見反映の仕組み等については、現在の総代や会員の意見を踏まえ、今後検討することとする。
(2)④中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	現状は、有価証券ポートフォリオ分析等について活用している。	・必要ある場合には、早急に「信用金庫経営力強化制度」を活用する。	・「有価証券ポートフォリオ分析」を依頼	・必要ある場合は活用する方針	平成13年4月、業界の信用力の維持・向上を図るため「信用金庫経営力強化制度」が創設された。この制度は、信金中央金庫が「経営分析制度」「経営相談制度」「資本増強制度」の各方針を通じて、信用金庫を強力にサポートする制度である。当金庫も信用金庫の中央機関である信金中央金庫の指導機能を十分に活用して、一層の健全性確保、収益性の向上を図りたい。
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1)地域貢献に関する情報開示	「せきしん地域振興協力基金」を通じた助成、地域行事への参加、リサイクル活動などが主体である。	現在の情報開示をさらに充実させるため、全信協の開示例を全面的に取入れる。開示は、上半期及び通期分について行う。	・ディスクロージャー誌、ホームページによる地域貢献に関する開示の実施（平成14年度分について、従来通り行う） ・平成14年度分について、全信協の開示例を取り入れ開示する。 ・平成15年度上期分について開示する。	・平成15年度分について開示する。 ・平成16年度上期分について開示する。	全信協から示された開示項目例を踏まえ、その活動状況についての情報開示を充実させることにより、会員や地域住民等による当金庫の経営内容、質に対する評価・理解を容易にし、もって、より質の高いリレーションシップバンキングの展開を目指す。地域貢献に関する情報開示にあたっては、財務情報を多く開示するよりも、当金庫と地域社会との関わり方、地域における存在感、必要性を分かり易く伝達できることを基本とする。 伝達媒体は、ディスクロージャー誌及びホームページを利用、開示項目は次の通りとする。 ①協同組織の特性 ②預金に関する事項 ③貸出金に関する事項 ④取引先支援等（地域とのつながり） ⑤その他運用に関する事項 ⑥今期決算に関する事項 ⑦文化的・社会的貢献に関する事項 ⑧地域貢献の体制整備
5. 法令等遵守（コンプライアンス）					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止		当金庫の自主的な取り組みについて、「その他関連する取組み」に記載する。			

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
3. その他関連する取組み(別紙様式2)					
項 目	具 体 的 な 取 組 み				
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4)中小企業の支援スキルの向上を目的とした研修の実施 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み (7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	<p>企業支援能力向上、融資審査能力向上を目的として、「日本マンパワー」主催の「中小企業診断士資格取得通学講座」へ職員を派遣する。今後、取引先企業の事業サイクルに応じた支援を実施して行くためには、人材の育成が不可欠の課題である。そのため、中小企業診断士資格取得者の確保を目標として、定期的に通学講座へ職員を派遣する。派遣職員は、原則として希望者の内から選定する。</p> <p>全信協を中心とした外部研修講座へ職員を派遣する。</p> <p>融資審査能力向上を図るための庫内研修を実施する。</p>				
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 法令等遵守(コンプライアンス) (1)コンプライアンス態勢について業務改善命令等の監督上の措置を厳正運用	<p>・「コンプライアンスマニュアル」を平成11年11月1日に、「不祥事件の取扱いに関する規定」を平成12年1月1日に制定した。</p> <p>・コンプライアンス勉強会の実施、及び「不祥事件の取扱いに関する規定」の厳正運用により、不祥事件を未然に防止するとともに、事件発生時に適切な対応を図る。</p> <p>・コンプライアンスについては、活動半期計画書を作成し、最低月間2回の勉強会を実施している。今後においても、同様に実施する予定。</p>				